

## 海外渡航時の安全確保に関する指針

第1 千葉県立保健医療大学（以下「本学」という。）では、学生の海外渡航（私費留学や観光旅行等のすべての海外渡航を含む。以下同じ。）に際し、海外での、事件・事故、テロ、自然災害や感染症等の発生時においては、外務省が発出する国・地域別の海外安全情報（危険情報及び感染症危険情報）に基づき、別表1のと通りの基本的な対応をとるものとする。

第2 学生は、海外渡航の際には、その1週間前までに、海外渡航届（別記様式）を本学事務局学生支援課（以下「事務局」という。）窓口に提出する。

なお、記載内容に変更があった場合には、渡航前後を問わず、速やかに事務局に連絡する。

第3 学生は、渡航中に、事件・事故やトラブル等があった場合には、担当教員又は事務局に連絡をする。

第4 学生は、感染症流行国から帰国した後、発熱等の症状が発生した場合は、地域の医療機関を受診することは控え、まず保健所に連絡し、その指示に従うものとし、その後、事務局に連絡する。

第5 その他、学生は、留学プログラムの要項等の規定に従い、書類の提出や連絡を行うものとする。

第6 学生は、海外渡航の際には、上記記載事項のほか、別表2のとおり安全確保に留意する。

### 附則

この指針は、平成31年4月1日から適用する。

別表1

「外務省 海外安全ホームページ」危険情報及び感染症危険情報に基づく、基本的な対応

千葉県立保健医療大学

カテゴリー	本学プログラムに基づく旅行（研修等）	トビタテ！留学 JAPAN ※ 該当要項等による。	自発的に行う 旅行・留学等
<b>レベル1：</b> 十分注意してください。	<b>○ 渡航中止</b> ・ 渡航中の学生について、安否確認を行うとともに、帰国を命ずる。 ・ 保証人（保護者等）と緊密な連絡を取り合う。	渡航経路や滞在方法に関する <b>注意喚起</b> を行う。	
<b>レベル2：</b> 不要不急の渡航はやめてください。		<b>○ 渡航中止</b> （日本学生支援機構の支援対象とならない。） ・ 申請は取りやめる。 ・ 渡航中の学生について、安否確認を行うとともに、帰国を命ずる。 ・ 保証人（保護者等）と緊密な連絡を取り合う。	<b>○ 原則渡航中止</b> ・ 渡航全般に関する注意喚起を行う。 ・ 渡航中の学生について、危険情報を提供し、渡航の中断等を指導する。 ・ 渡航計画の是非の検討を指導する。
<b>レベル3：</b> 渡航は止めてください（渡航中止勧告）			<b>○ 原則渡航中止</b> ・ 渡航中の学生について、安否確認を行うとともに、危険情報を提供し、渡航の中断等を勧告する。 ・ 渡航計画の中断・延期等の検討を勧告する。
<b>レベル4：</b> 退避してください。渡航は止めてください（退避勧告）			<b>○ 渡航中止（要請）</b> ・ 渡航中の学生について、安否確認を行うとともに、緊急情報を提供し、安全な国・地域に退避するよう要請する。 ・ 渡航計画の中断・延期等を要請する。

※ 上記表のほかに、学生本人の事由（病気・ケガ、犯罪による加害・被害等）の状況により、必要に応じて、渡航の中断等の対応をする場合がある。

## 別表2

### 海外渡航時の安全確保のための留意事項

1. 海外では「自分の身は自分で守る」との心構えをもって、渡航・滞在のための安全対策に努めること。  
また、外務省が発出している「渡航情報」（危険情報、スポット情報、広域情報）を参照し、日々、世界及び地域の情勢についての情報を収集し、海外において事件・事故等に巻き込まれることのないよう十分な注意を払うこと。  
○ 外務省「海外安全ホームページ」参照 <https://www.anzen.mofa.go.jp/>
2. 鳥インフルエンザ等、パンデミックが懸念されている新型インフルエンザなど様々な感染症について、出発前に情報を入手しておくこと。  
厚生労働省検疫所及び外務省の各ホームページ、空港内検疫所のリーフレット等により、十分な知識をもって渡航すること。  
また、渡航前には、健康診断の結果を確認して、必要な処置を受けること。  
現地での衛生管理や食生活等に十分な注意を払うこと。  
○ 厚生労働省検疫所「海外感染症情報」参照 <https://www.forth.go.jp>
3. 万が一に備えて、十分な補償を受けられる海外旅行保険（公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学生教育研究災害傷害保険（学研災）付帯海外留学保険又はAIG 損保海外旅行保険・海外留学保険）に必ず加入し、補償内容を確認の上、保護者にも共有すること。（加入に要する経費は自己負担。）
4. 海外で事件・事故等が発生した際に、安否の確認が迅速にできるよう具体的な日程表や滞在中の連絡先、海外旅行保険の補償内容を、渡航中の国内連絡先の者に渡しておくこと。  
また、3ヶ月以上の海外滞在の場合は、当該地域を所管する日本大使館又は領事館に在留届（外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する人は届出義務がある。）を提出すること。なお、3ヶ月未満の海外滞在の場合は「たびレジ」に登録すること。  
○ 「たびレジ」参照 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/agree.html>  
○ ORR ネット参照 <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>（オンライン在留届）
5. 万が一滞在する国や地域で災害等が起こった場合で、日本時間が夜間・休日等の際には、

渡航中の国内連絡先の者のほか、連絡のつきやすい在外公館等にできるだけ速やかに連絡すること。

渡航先の在外公館の連絡先については、渡航前に、前項の「たびレジ」や「オンライン在留届」参照 URL でよく確認しておくこと。

なお、渡航中の国内連絡先の者には、担当教員又は事務局に連絡するよう、依頼しておくこと。

## 海外渡航届

年 月 日届出

千葉県立保健医療大学長殿

学籍番号		氏名	
自宅電話番号		携帯電話番号	
担当教員		Eメールアドレス	

このたび、下記のとおり海外渡航いたしますので、届け出ます。

記

渡航目的・種類	<本学のプログラム> プログラム名称・ <個人での留学や旅行等> <input type="checkbox"/> 私費留学(語学留学、短期留学等) <input type="checkbox"/> ワーキングホリデー <input type="checkbox"/> ボランティア <input type="checkbox"/> 私的旅行 <input type="checkbox"/> その他【		
海外渡航期間 (渡航日～帰国日)	年 月 日 ～ 年 月 日		
渡航先 (国名・都市名)	外務省「危険情報」( <a href="https://www.anzen.mofa.go.jp/">https://www.anzen.mofa.go.jp/</a> ) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有:レベル 確認年月日:		
経由国 (国名・都市名)	外務省への届け出 <input type="checkbox"/> たびレジ <input type="checkbox"/> 在留届 <input type="checkbox"/> その他( )		
宿泊先住所			
電話番号 (国番号から記入)		Eメールアドレス (海外で使えるもの)	
滞在先 大学・施設名		滞在先大学・施設 電話番号	
海外旅行保険	加入・未加入 ※未加入の場合、速やかに加入すること		
海外旅行保険 保険会社名		海外旅行保険 保険証番号	

渡航中の国内連絡先

氏名		続柄	
住所	〒		
自宅電話番号		携帯電話番号	

以下のことを確認しました。(□にチェックしてください。)

保護者等の家族に日程表などを渡し、家族は本渡航について了解しています。渡航は全て自己責任のもとで行う原則を了解しています。外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録又は「在留届」を提出しました。

注 この海外渡航届に記載された個人情報については、個人情報保護法等を遵守のうえ適切に取り扱うこととし、在学中において、海外渡航の危機管理(事故が起こったときの対応など)のために使用する場合のほか、修学指導上必要な場合に限り利用します。